

丹波篠山市長 酒 井 隆 明 様

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典

令和 2 年度 財政援助団体等監査報告書に係る措置に対する意見について

令和 3 年 4 月 6 日付け丹篠長第 12 号で報告のあった対象事項「集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）補助金の不透明な支出について」に対する改善措置について、丹波篠山市監査基準第 24 条第 1 項に基づき、下記の通り意見を求める。

記

1. 補助金の不正支出の根拠について

ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第 15 条（補助金の返還）において補助金の使途等が、第 5 条に規定する事業内容と著しく異なるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができると規定されているところ、措置の報告において補助金の取消決定及び返還通知書の事実は確認できるものの、その根拠となる補助金の不正に支出した根拠が示されておらず確認ができない。

したがって、その根拠について示されたい。

2. 委託先の法人について

ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第 8 条により運営委員会が設置されているにも関わらず法人に委託している自治会があった旨指摘したところであるが、措置の報告にある法人の所在地が契約書と登記簿に記載のそれと異なっている。

このことから、この法人が同一のものか、また同一の場合、所在地が異なっているのは何故か明らかにされたい。

3. 昼食等の事実について

措置の報告に添付の資料によると、ふれあい・いきいきサロン事業を実施した際に会食や弁当などを持ち帰ったという事実がないという事業参加者の証言があるところ、措置の報告には昼食や菓子詰め合わせの領収書の写しが提出されており、証言と領収書の実事が異なっている。

このため、証言と異なる領収書が存在する事由について明らかにされたい。